

新型コロナウイルス感染症の収束期における対応

※段階の移行は、原則2週間単位で考えるが、感染者数の推移等をみて、行政アドバイザーの意見をもとに本部会議で判断します。
 ※この対応は、飯塚市の全体的・基本的な方針を定めるもので、国・県が示す基本方針やガイドラインをもとに施設ごとに運用が行われるため、必ずしも合致しない部分があります。

区 分		緊急事態宣言解除			
		1段階(指定解除～5月31日)	2段階(6月1日～6月14日)	3段階(6月15日以降)	
市主催のイベント・会議		感染防止策(「三密の回避」と参加者リストの作成など)をとったうえで、再開する。 【参加者数の制限】原則50人以下 【予約受付の条件】感染状況によっては変更となる	感染防止策(「三密の回避」と参加者リストの作成など)をとったうえで、再開する。 【参加者数の制限】原則100人以下 【予約受付の条件】感染状況によっては変更となる	通常開催 ※感染防止策(「三密の回避」と参加者リストの作成など)をとったうえで、再開する。 【参加者数の制限】なし 【予約受付の条件】感染状況によっては変更となる	
市民利用型公共施設		感染防止策(「三密の回避」と利用者リストの作成など)をとったうえで、運営を再開する。 【利用の条件】 (1)重要性・緊急性が低い場合は自粛要請 (2)市内利用者へのみの貸館 (3)調理室、トレーニング室、窓のない部屋などは閉鎖 【主な再開施設】 ・図書館 ・交流センター ・体育館 ・テニスコート ・福祉総合センター など	感染防止策(「三密の回避」と利用者リストの作成など)をとったうえで、運営を再開する。 【利用の条件】 (1)重要性・緊急性が低い場合は自粛要請 (2)市外利用者にも貸館 (3)調理室、トレーニング室、窓のない部屋などは閉鎖 ※上記施設でも、感染症対策を実施できると判断した場合は、開業 【主な再開施設】 ・飯塚コスモスコモン ・歴史資料館 ・旧伊藤伝右衛門邸 ・旧松喜醤油屋 ・陶芸教室 ・いづかスポーツ・リゾート	通常開業 ※感染防止策(「三密の回避」と利用者リストの作成など)をとったうえで、運営を再開する。 【利用の条件】 (1)重要性・緊急性の条件をつけない (2)市外利用者にも貸館 (3)調理室、トレーニング室、窓のない部屋なども開業 ※上記施設でも、感染症対策が十分でないとは判断する場合は、閉鎖 【主な再開施設】 ・交流センターの調理室 ・体育館のトレーニング室 ・温水プール など	
開業の条件	マスクの着用	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 要請する(利用拒否はしない)	
	手洗い、手指消毒	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 要請する	
	3密回避	人と人との間隔の確保(1m～2m以上)	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可
		近距離での会話や発声をしない	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可
		換気の徹底	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可	<input type="radio"/> 条件を付して利用許可
	設備・備品の消毒	<input type="radio"/> 実施	<input type="radio"/> 実施	<input type="radio"/> 実施	
入館リストの作成	<input type="radio"/> 実施	<input type="radio"/> 実施	<input type="radio"/> 実施		
還 付		6月30日までにコロナウイルス感染防止によるキャンセルを受付けた施設利用料等については全額還付とし、7月1日以降からのキャンセルの受付については通常どおり各条例等に基づいた還付処理を行う。			